

令和2年7月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年7月22日（水） 午前9時から午前10時
 2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室
 3. 出席委員 農業委員11名
 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため農業委員のみの招集）

会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 中村 栄治
 農業委員 3番 牧野 元恵 8番 田中 政男
 4番 酒井 清泰
 5番 笠松 邦造 10番 山口 拓雄
 6番 北山 謙治 11番 前田 壽夫
 7番 須見 則雄 12番 平泉 節子

4. 欠席委員 農業委員1名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第12号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）	可決
議案第14号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業）	可決
議案第15号	現況証明願いについて	可決
議案第16号	勝山農業振興地域整備計画（第59回変更）について	可決

- （報告事項） （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 （2）農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹生 禎昭 主任 多田 喜代彦 主任 山本 典子 主任 川村 聖市

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから令和2年7月定例農業委員会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。また松村会長と北山委員は遅れる旨お聞きしております。それでは、中村代理よりごあいさつを申し上げます。
中村代理 事務局長	職務代理あいさつ 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、午前10時30分より農地利用最適化推進委員と合同で「人・農地プランにかかる協議」を開催します。こちらは3地区に分かれての分科会といたします。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」にもとづき、会議時間を原則1時間以内とさせていただきます。委員各位には拙速な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 終了予定は、午前10時を予定しています。
局長(竹生)	ありがとうございます。それでは、これからは会議規則により、職務代理が議長として議事進行をお願いします。
議長(代理) 事務局	これより本日の会議に入ります。事務局から7月分の経過報告を申し上げます。それでは、7月分の経過報告をいたします。
議長(代理)	事務局からの報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を、5番 笠松邦造委員、6番 北山謙治委員、の両名にお願いします。
事務局 議長(代理) 牧野委員	これより議事に入ります。日程第1 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。 では、議案11号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。7月15日に現地確認を行いました。①番につきましては、資料1～2頁です。普段はハウス等で利用されており問題ないと考えます。②番につきましては、資料3～4頁です。畑ですので周囲の環境に与える影響はありません。以上です。
議長(代理) 議長(会長)	会長が参りましたので、交替いたします。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第11号について採決いたします。 議案第11号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員 議長(会長)	異議なし それでは、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決しました。
事務局	続きまして、日程第2 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。 それでは、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について、ご説明いたします。
議長(会長) 牧野委員	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①番について、資料7頁の左に見える足場が新築中の住宅です。その横が今回の申請地です。物置と駐車場を予定しています。なんら問題ないと考えます。
山口委員	②番について、8頁の写真のとおりです。1年間の砂利置場とするとのこと。以上です。
議長(会長) 酒井委員	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ②番ですが、9頁のとおり、水路が115番から79番と80番の間を通過して113番まであります。砂利を置く場合に、用水に砂利を落とさないでいただきたいです。また、80番と81番の間はコンクリート畔です。こちらは取り除くのでしょうか。
事務局 酒井委員	コンクリート畔は取り除きます。 1年と書いてあるが1年では終わらないでしょう。また、申請者の方の住所は○町ではないのでしょうか。
事務局	申請書には、○○と書かれていますが、市民係に確認し回答いたします。

議長(会長)	他にございませんか。ないようですので、これより、議案第12号について採決いたします。議案第12号は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに、異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
	続きまして、日程第3 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)と、日程第4 議案第14号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。
	これらは関連がありますので一括して行います。酒井委員におかれましては、当事者でありますので退出願います。事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)および議案第14号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について ご説明いたします。
議長(会長)	説明はお聞きのとおりです。では審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
笠松委員	6番ですが、7反あって米20俵という賃料について、理由があれば教えてください。
事務局	10アールあたり20kgという計算です。よって、蓬生42-8につきましては60kg、大袋50-64につきましては61kg、大袋50-65につきましては27kg、合計148kgとなります。
議長(会長)	他にございませんか。ないようですので、これより、議案第13号について採決いたします。議案第13号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)については、原案どおり承認することに決しました。
	続きまして、議案第14号について採決いたします。議案第14号は、「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	それでは、議案第14号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取については、「適当である」旨の意見といたします。酒井委員は入室ください。
事務局	先ほどの酒井委員の質問にお答えします。議案第12号第2番の質問ですが、住所が違っておりました。正しい住所を申し上げます。議案書は訂正をお願いいたします。この後、申請人より住民票をいただいて、対応します。
議長(会長)	続きまして、日程第5 議案第15号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第15号 現況証明願いについて、ご説明いたします。
議長(会長)	説明はお聞きのとおりです。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
笠松委員	①については、7月15日に現地確認を行いました。申請書および資料11、12頁のとおり現在宅地が経っており、申出と相違ありません。
牧野委員	②については、13頁をご覧ください。駐車場として利用するために宅地への変更を希望されております。③については、集落の中にある工場跡地です。現況どおり非農地であると考えます。以上です。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第15号について採決いたします。
	議案第15号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長(会長)	では、議案第15号 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。
	続きまして、日程第6 議案第16号 勝山農業振興地域整備計画(第59回変更)についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局	それでは、議案第16号 勝山農業振興地域整備計画（第59回変更）について、ご説明いたします。
議長（会長）	説明はお聞きのとおりです。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
山口委員	7月15日に牧野委員、笠松委員、事務局とで現地確認に行っていました。こちらは先に農振除外をしてから転用をするもので、今回は農振除外の申請です。以上です。
議長（会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
中村代理	5条申請は、来月に出されるのですか。
事務局	今回の議案につきましては、その土地が農業振興地域内の農用地となっているため、原則、転用はできません。ですので、まず農業振興地域内の農用地から外すということをしてから、転用申請となります。外すことの許可は県になりますので、こちらの公告が終わってから5条申請をしていただきます。
酒井委員	許可が出てから、家を建てるまでに期限はあるのですか。
事務局	お調べし、回答いたします。
議長（会長）	他にありませんか。ないようですので、これより、議案第16号について採決いたします。議案第16号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長（会長）	それでは、議案第16号 勝山農業振興地域整備計画（第59回変更）については、原案どおり承認することに決しました。
	次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	それでは、農地法第3条の3第1項の規定について、報告いたします。
議長（会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。
議長（会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、その他に入ります。農地パトロールについて、事務局より説明願います。
事務局	説明
議長（会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。意見がなければこの日程で行いますのでお願いいたします。続いて、全国農業新聞について事務局より説明願います。
事務局	説明
議長（会長）	加入されてない方は、何卒、ご協力をお願いいたします。
事務局	先の議案第16号の酒井委員の質問にお答えします。許可日より1年以内に着工という決まりとなっております。
議長（会長）	この後、午前10時30分より「人・農地プランにかかる協議」を開催します。こちらは農地利用最適化推進委員と合同の分科会ですので、よろしく願います。
	では、8月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回は、8月21日（金）午後1時30分から、開催予定としております。
議長（会長）	7月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
中村代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ㊟ 5番 笠松 邦造 ㊟

6番 北山 謙治 ㊟